

登録パートナー規約

本登録パートナー規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社 Cogent Labs（以下「当社」といいます。）の提供するサービスに関する当社とパートナー（第2条第4号に定める認定ディストリビューターから第2条第1号に定める本サービスを販売する権利の再許諾を受けた者をいい、以下同じとします。）との間の権利義務関係が定められております。本規約に基づいてパートナーとなる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願い致します。

第1条 適用

本規約は、当社の提供する本サービス（本規約第2条第1号に定義）のエンドユーザー（本規約第2条第2号に定義）に対する販売に関する当社とパートナーとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、エンドユーザーに対する販売に関わる一切の關係に適用されます。

第2条 定義

本規約において使用する以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供する SmartRead という名称のクラウド型のサービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。
- (2) 「エンドユーザー」とは、パートナーから本サービスの販売を受けた法人又は個人を意味します。
- (3) 「当社ウェブサイト」とは、当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
- (4) 「認定ディストリビューター」とは、当社と本サービスにかかる販売パートナー契約を締結し、登録パートナー規約に同意したパートナーに対して、本サービスを販売する権利を再許諾することのできる非独占的な権利を付与された者を意味します。

第3条 エンドユーザーに対する販売

1. 当社は、パートナーに対し、パートナーが認定ディストリビューターに対し、書面により事前にその内容を通知したうえで、エンドユーザーに対して、日本国内において、本サービスを販売することのできる非独占的な権限を付与します。
2. 前項に基づいてパートナーがエンドユーザーに対して販売を行う場合、当社からエンドユーザーに対する本サービスの提供にかかる条件は、当社とエンドユーザーとの間の本サービスに関する権利義務関係が定められた当社所定の利用規約（以下「当社利用規約」といいます。なお、当社利用規約を当社が変更する場合は、当社はパートナーに通知するものとします。）を適用するものとします。なお、この場合であっても、本サービスにおけるユーザ ID 及びパスワードの発行は当社が行うものとし、パートナーは、当社に対してユーザー ID 及びパスワードの発行に必要となるエンドユーザーの登録情報（エンドユーザーが本サービスの利用の登録を申請するに際して、当社の定める方法で当社に提供する、当社の定める一定の情報）を認定ディストリビューターを通じて提供するものとし、かかる情報の提供についてエンドユーザーから同意を取得するものとします。
3. パートナーは、第1項に基づくエンドユーザーに対する販売の対価を、エンドユーザーに対して直接利用許諾を行う場合の料金プランとして当社が定めるものの中から選択して決定できるものとします。

4. パートナーは、認定ディストリビューターに対して以下に定める金額を支払うものとします。

パートナーが各エンドユーザーに販売をする毎に、前項において選択した料金プランの中から、認定ディストリビューターが提示した購入金額を、認定ディストリビューターが指定する支払期日までに、認定ディストリビューターに対して支払うものとします。

第4条 再委託等

パートナーは、他の法人又は個人に本サービスを取扱う権利を付与してはならないものとします。

第5条 パートナーの役割

1. パートナーは、エンドユーザーの拡大に商業上合理的な努力を尽くすものとし、当社及び本サービスのブランド、評判及び信用を損なわないよう最大限の配慮を行うものとします。

2. パートナーは、本サービスの広告及び利用の勧誘に関して、以下の各号を遵守するものとします。

(1) 本サービスの広告及び利用の勧誘について、パートナーの費用と責任において、パートナーの名義で行うものとします。但し、当社が必要と認める場合には、当社及びパートナーにおいて別途協議の上、その費用負担につき協議するものとします。

(2) 本サービスに関する当社が指定した説明資料の改変（内容にかかわらない調整等を除く）を行わないものとします。

(3) 当社又は本サービスに関連するロゴ又は商標の使用を希望する場合は、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。

(4) 当社利用規約や、本サービスの利用に必要な動作環境などを含め、適切かつ正確な説明をするものとします。

(5) エンドユーザーに関する情報（ユーザーID 及びパスワードを含みますがこれらに限りません。）を厳重に管理するものとし、漏えいや不正使用のおそれが生じた場合は直ちにその旨を当社に通知するものとします。

(6) 本サービスに関する当社からの情報を受け付ける窓口を設置し、当社からの問合せ等に迅速に対応するものとします。また、設置した窓口に関する情報（問合せの連絡先（メールアドレス・電話番号等）、担当者及び代表者氏名、問合せ対応時間）を本規約同意後、速やかに当社に通知するものとします。

第6条 当社の役割

1. 当社は、エンドユーザーからの問い合わせに対応する窓口を設置し、質問への回答、エンドユーザーに対する本サービスのバージョンアップの情報の提供及び必要な資料の送付等の方法により、エンドユーザーからの問合せ対応及びサポート業務を行います。

2. 当社は、パートナーとの情報・意見交換の機会を設け、本サービスの品質の向上に努めるものとします。

第7条 本サービスの販売権の終了等

1. 当社は、当社の都合により、当社からパートナーに対する本サービスの販売権を終了することができます。この場合、当社はパートナーに3ヶ月以上前に通知するものとします。

2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づきパートナーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第8条 有効期間

本規約へのパートナーの同意に基づき成立する契約（以下「本契約」といいます）の有効期間は、締結日から1年間とします。但し、本契約の有効期間満了の3ヶ月前までにいずれの当事者からも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がない場合には、さらに1年間自動的に同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第9条 契約解除

当社は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せずパートナーに書面で通知することにより直ちに本契約を将来に向かって解除することができるものとします。

- (1) 本契約について重大な違反があったとき
- (2) 本契約後9ヶ月以上が経過しているにもかかわらず、エンドユーザーに対する新規の販売が行われなるとき。
- (3) 支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
- (4) 振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
- (5) 仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が15日以上継続した場合、又は差押え若しくは競売の申立てを受けたとき
- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 解散したとき（合併による場合を除く。）、清算開始となったとき、又は事業の全部（実質的に全部の場合を含む。）を第三者に譲渡したとき
- (8) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- (9) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (10) 取締役、監査役、従業員その他の構成員、が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を受領後相当期間内にこれが解消されないとき

第10条 権利帰属

当社ウェブサイト及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しております。

第11条 第三者の知的財産権等

本サービスにかかわる内容に関連して、パートナー又はエンドユーザーが、第三者から著作権、商標権若しくは特許権等の知的財産権その他権利の侵害を理由として損害賠償の請求を受けた場合には、当社は自己の責任と費用負担の下においてこれを解決するものとし、パートナーが当該理由に基づき損害（直接損害に限り、間接損害及び逸失利益を含みません。また、弁護士その他外部の専門家に支払った費用を含みますが、合理的な範囲に限りま。）を被った場合、当該損害を賠償するものとします。ただし、当該侵害の原因が明らかにパートナー又はエンドユーザーの責めに帰すべき事由に基づく場合に

はこの限りではないものとします。

第12条 秘密保持

1. 本規約において、「秘密情報」とは、本規約、本契約又は本サービスに関連して、相手方から書面、口頭若しくは記録媒体により提供若しくは開示されたか、又は知り得た技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します（以下、開示を行った当事者を「開示当事者」、開示を受けた当事者を「受領当事者」といいます。）。但し、（１）開示当事者から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又はすでに知得していたもの、（２）開示当事者から提供若しくは開示又は知得又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わせることなく適法に取得したもの、（３）秘密情報によることなく単独で開発したもの、（４）開示当事者から秘密保持の必要ない旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
2. 受領当事者は、秘密情報を本規約のための目的のみに利用するとともに、開示当事者の事前の書面による承諾なく、第三者に開示当事者の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、受領当事者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求、又は要請に基づき、必要最小限の範囲内で秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかに開示当事者に通知しなければなりません。
4. 受領当事者は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第２項に準じて厳重に行うものとします。
5. 受領当事者は、開示当事者から求められた場合に、いつでも遅滞なく、開示当事者の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びそのすべての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第13条 契約終了後の措置

本契約の終了は、当該終了時点までにパートナーがエンドユーザーに対して販売した本サービスに関するエンドユーザーの権利にはなんらの影響を与えないものとします。

第14条 保証の否認及び免責

1. 本サービス又は当社ウェブサイトに関連してパートナーとエンドユーザーを含む他ユーザーその他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、パートナーの費用と責任において処理及び解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
2. 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスに関連してパートナーが被った損害について、一切賠償の責任を負いません。消費者契約法の適用その他の理由により当社がパートナーに対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本契約等に違反したことが直接の原因で発生した損害に限定され、損害の額は損害発生の直接の原因となった取引の対価としてパートナーが認定ディストリビューターに支払う金額を上限とします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損

害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失を原因として生じた損害については、本条項の責任制限規定は適用されないものとします。

第15条 パートナーの賠償等の責任

1. パートナーは、本契約に違反することにより当社に損害を与えた場合、パートナーの賠償責任の範囲は、パートナーの責に帰すべき事由により又はパートナーが本契約等に違反したことが直接の原因で発生した損害に限定され、損害の額は損害発生の直接の原因となった取引の対価としてパートナーが認定ディストリビューターに支払う金額を上限とします。なお、パートナーの責に帰すことができない事由から生じた損害、パートナーの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益についてパートナーは賠償責任を負わないものとします。但し、パートナーの故意または重過失を原因として生じた損害については、本条項の責任制限規定は適用されないものとします。
2. パートナーは、本規約第5条第2項第5号の規定に違反して、当社がエンドユーザーのために発行したユーザーID及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をした場合には、これにより当社が受けた損害を賠償するものとします。
3. パートナーが、パートナーの責めに帰すべき事由により、本サービスに関連してエンドユーザーを含む他ユーザーその他の第三者に損害を与えた場合又は第三者からクレームを受け若しくはそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、パートナーの費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。

第16条 連絡/通知

本契約、本サービスに関する問い合わせその他パートナーから当社に対する連絡又は通知は、以下の連絡先に書面による手交、配達証明郵便による送付、電子メールによる送信で行うものとします。

住所：東京都港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー 36 階
E-mail： partner-relations@cogent.co.jp

第17条 本契約の譲渡等

1. パートナーは、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにエンドユーザーの登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第18条 完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当社とパートナーとの完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当社とパートナーとの事前の合意、表明及び了解に優先します。

第19条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であ

っても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及びパートナーは、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第20条 存続規定

第7条第2項、第10条から第21条までの規定は本契約の終了後も有効に存続するものとします。但し、第12条については、本契約終了後3年間に限り存続するものとします。

第21条 準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条 協議解決

当社及びパートナーは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第23条 本規約の変更

1. 当社は、本規約の目的に反しない範囲で、その裁量により、本規約を変更できるものとします。本規約が、民法 548 条の 2 以下の規定の適用を受けるときは、本規約の変更は民法 548 条の 4 を根拠とします。
2. 当社は、前項に基づき本契約を変更するとき、パートナーに対して、次の各号の事項すべてを変更の効力発生日の到来までに、当社のウェブサイトへの掲示または電子メールの送信その他の方法により通知します。
 - (1) 本規約を変更する旨
 - (2) 変更後の本規約の内容
 - (3) 変更の効力発生日

【2021 年 9 月 1 日制定】

【2021 年 10 月 10 日改定】